はしがき

本書は、その主要な内容は、平成13年４月１日に施行された消費者契約法の内容、解釈、運用について判例・裁判例を取り上げて分析し、解説するものであるが、改正の動向、関係条文の概要、解釈・適用の在り方等の関係する諸事項も併せて解説するものである。

本書の元になったのは、平成27年から平成30年までの間、民事法研究会の発行に係る「市民と法」に連載した一連の論文であるが（紙数の関係で判旨を省略し、分析・解説を割愛した部分が多い）、本書は、これらの論文を整理し、分析をより深めたこと、契約類型別に判例・裁判例を分類したこと、契約類型ごとの特徴を概説したこと、参考になると考えられる判旨を記載したこと（複数の同種の裁判例については、判旨を省略しているところがある）、判例・裁判例の意義をわかりやすく紹介することに努めたこと、判決・裁判例を言渡しの年月順に紹介することによって各判例・裁判例の意義・位置づけ・動向をより明確にしたこと、同種の事案に係る判例・裁判例をまとめて分析することによって裁判の実情を紹介するように努めたこと、実務上の影響を明記したこと等の特徴をもたせたものである。

消費者契約は、日常的な取引の分野において重要な契約であり、消費者の保護が消費者取引の分野で必要な要請であり、消費者契約法が重要な役割を期待されていることはいうまでもない。しかし、実際に判例・裁判例として法律雑誌等に公表されたものを概観する限り、消費者契約法の適用、運用がその期待に応えているかは議論があり、消費者取引、特に消費者保護の必要な悪質な消費者取引にどの程度実効的であったかは十分な検証が必要であろう。

消費者保護の要請を必要な範囲で実現するためには、法律の制定・改正だけで達成できるものでなく、消費者教育、消費者支援等の各種の施策の推進、消費者個人の対策の強化等が必要であることは、過去の消費者被害の実情が示すところである。消費者契約法、これに関係する法律は、近年制定・改正が実施されているが、法律の内容が詳細になり、理解し難くなっている反面、過去の消費者被害の実情、将来の消費者被害の予測を踏まえ、より実

効的な防止のための検討、施策の策定・実行も忘れてはならないように思われる。

消費者契約法の施行後の消費者契約に関する判例・裁判例を分析してみると、担当裁判官の個人的な見解、判断の実情が消費者契約法の解釈、論理、結論に色濃く反映していることが容易に推測される。裁判例の中には、消費者契約法の背景にある一般法理、規定の文言、制定・改正の際の立法者意思等を無視、あるいは軽視したものもないではなく、実質的には自己の個人的な見解による実質的な立法と評価されるものもみられる。消費者契約法は、一言でいえば、様々な要請を調整しつつ消費者の保護を内容するものであり、その解釈、適用にあたっては賢明なバランス感覚が求められるが、担当裁判官の個人的な見解が先走る裁判例がみられることは、裁判例に対する信頼性を疑わせることにもなり得る。今後の裁判例の動向も注目されるところである。

本書が出来上がるまでには、その企画、内容等にわたって難産であったが、民事法研究会の田口社長、編集部の松下寿美子さんの協力と励ましがなければ今日を迎えることはできなかったものである。最後に感謝を申し上げたい。

平成31年４月末日

升田　純

❶ パーティの予約

契約の特徴

パーティ、宴会、飲食会、飲み会、女子会等、その名称、規模、内容は様々であるが、全国各地で様々な飲食を内容とする会合が日々計画され、実施されている。時期によっては連日パーティに参加せざるを得ないこともある。読者諸氏も、多数のパーティに参加した機会があったことは、容易に推測される。パーティの開催は、一定の日時、参加人数、料理・価格等の内容を想定しつつ、パーティの企画者が飲食店等を経営、運営する者等に予約を入れ（予約の仕方は様々であり、近年は、インターネット、スマートフォン、電話が一般的であるが、従来は、電話、ファックス、来店・書面の作成が多かった）、当日までに内容を確定し、パーティが実施されることが多い。予約の条件・説明は、ホームページ、パンフレット等に記載されていたり、飲食店等の担当者によって口頭、書面で説明されることがあり、パーティの内容の確定とか、途中での解約等については、これらの過程で確認されることが多い（もっとも、全く説明・確認がされない事例もないではない）。

パーティの予約が取りやめ等によって解約される事例は、多数に上るものと推測されるが、事実上飲食店等の経営者等がその損失を負担することも多々あると考えられる。パーティの内容・規模、会場の需給状況、解約と開催日との間の日数等の事情によっては経営者等の負担・損失も相当な金額になり得るものであり、予約者が違約金特約、債務不履行等を根拠に損害賠償責任を負うことも当然である。

パーティの予約が消費者契約に該当する場合には、消費者契約法９条、10条の適用による制限を受ける可能性があるが、たとえば、パーティが会社、あるいはその組織の事業に関連するものであり、予約者が会社、組織の担当者のような場合には、同法の適用が否定されることもある。なお、複数の者が参加するパーティ、飲み会等の会合が飲食店で開催され、その中の１人ま

たは一部の者が予約をしたような場合、飲食等の料金の支払義務を負うのは誰か、全員が連帯責任を負うか等が問題になることもある。

【裁判例】　東京地判平14・３・25判タ1117号289頁
〔消費者契約法９条１号：予約の解約特約〕

【事案の概要】

Ｙは、平成13年４月８日、飲食店を営業するＸ株式会社に、Ｘが経営する店舗において実施日を同年６月10日、実施人員30名ないし40名、料金１人あたり4500円とするパーティの予約をし（Ｘから予約を解約する場合には、原則として実施日前日まで解約料は不要であるが、当該予約と日程上重なり合う予約あるいはその問合せを受けて、先の予約客に確認したうえ、先の予約客から実施するとの確答を得た場合、先の予約がその後解約すれば、営業保証料として一律１人あたり5229円を徴収する取扱いをしていることの説明を受けた）、Ｘは、平成13年４月９日、Ｙに他の客から本件予約と同時刻頃問合せがきたとして、確認を求めたところ、Ｙが実施する旨の返答をしたものの、同月10日、Ｙが解約をしたことから、ＸがＹに対して予約が40人分であると主張し、営業保証料の支払を請求したものである。

第１審判決は、予約人数が30人であったとし、請求を一部認容したため、Ｙが控訴したものである。

本判決は、本件予約がパーティを内容とするサービス契約であり、消費者契約法が適用されるとしたうえ、消費者契約法９条１号所定の平均的な損害は、標準約款もなく、証拠資料も乏しいことから、民事訴訟法248条を適用し、１人あたりの料金4500円の３割に、予定人数の平均である35名を乗じた４万7250円が平均的な損害であると認定するのが相当であるとし、原判決を変更し、請求を一部認容したものである。

判決文

2　消費者契約法９条１号によれば、契約解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害を超えるものについては、当該超える部分は法律上無効であるとされている。

これを本件についてみるに、本件予約の解約に当たり営業保証料（予約の解約に伴う損害賠償の予定又は違約金）が定められているが、消費者契約法９条１号の法の趣旨に照らすと、前記営業保証料のうち、前記「平均的な損害」を超える部分は無効ということになり、被控訴人は控訴人に対し、「平均的な損害」の限度で請求することができるということになる。

3　そこで、問題となるのは、消費者契約法９条１号にいうところの「平均的な損害」の意義であるが、これについては、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者に生じる損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、解除の事由、時期の他、当該契約の特殊性、逸失利益･準備費用･利益率等損害の内容、契約の代替可能性･変更ないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性等の事情に照らし、判断するのが相当である。

4　そこで、以下、具体的に、本件予約解約に当たっての「平均的な損害」は幾らが相当かという点について検討することにする。

⑴　前記争いのない事実等、証拠（甲１、４、乙１、２）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア　控訴人は、平成13年４月８日、被控訴人に対し、同年６月10日（日曜日、仏滅）に、本件店舗で、人数30ないし40名、料金１人当たり3980円の希望で、パーティーをしたいとの予約を申し込んだ。

イ　控訴人は、平成13年４月９日、被控訴人との間で、１人当たりの料金を4500円（酎ハイ飲み放題コース）で行う旨確定した。

ウ　被控訴人は、本件予約があったため、本件パーティーと同時刻開催予定の80名の予約を断った。ところが、控訴人は、平成13年４月10日、被控訴人に対し、自己都合で本件予約を解約するとの意思表示をした。

⑵　前記⑴で認定した事実を前提に、「平均的な損害」額について判断する。

前記⑴アからも明らかなとおり、本件予約の解約は、開催日から２か月前の解約であり、開催予定日に他の客からの予約が入る可能性が高いこと、本件予約の解約により被控訴人は本件パーティーにかかる材料費、人件費等の支出をしなくて済んだことが認められる。

他方、前記⑴アないしウによれば、被控訴人は本件予約の解約がなければ営業利益を獲得することができたこと、本件パーティーの開催日は仏滅であり結婚式二次会などが行われにくい日であること、本件予約の解約は控訴人の自己都合であること、及び控訴人自身３万6000円程度の営業保証料の支出

はやむを得ないと考えていること（弁論の全趣旨）が認められる。

以上の控訴人、被控訴人にそれぞれ有利な事情に、そもそも本件では証拠を検討するも、旅行業界における標準約款のようなものが見当たらず、本件予約と同種の消費者契約の解約に伴い事業者に生ずべき平均的な損害額を算定する証拠資料に乏しいこと等を総合考慮すると、本件予約の解約に伴う「平均的な損害」を算定するに当たっては、民訴法248条の趣旨に従って、1人当たりの料金4500円の3割に予定人数の平均である35名を乗じた4万7250円（4500×0.3×35＝4万7250円）と認めるのが相当であり、この判断を覆すに足りる証拠はない。

判決の特徴と意義

本件は、飲食店におけるパーティの予約について依頼者（客）が解約した場合、営業保証料の支払義務が問題になったものであり、損害賠償額の予定または違約金を制限する消費者契約法9条1号の適用、平均的な損害額が主要な争点になった控訴審の事件である。本件は、パーティを企画した者が飲食店に実施人員30ないし40名、料金1人あたり4500円とするパーティの予約をしたこと、パーティは予約日の約2カ月後に予定されたこと、飲食店から予約を解約する場合には、原則として実施日前日まで解約料は不要であり、当該予約と日程上重なり合う予約あるいはその問合せを受けて、先の予約客に確認したうえ、先の予約客から実施するとの確答を得た場合、先の予約がその後解約すれば、営業保証料として一律1人あたり5229円を徴収する取扱いをしていることの説明を受けたこと、予約者が飲食店から日程が重なる他の予約の確認を求められ、これを確認したこと、予約者が予約をした2日後に解約したことに特徴がある。なお、飲食店の前記説明と予約者の承諾によって、口頭の損害賠償額の予定が成立したものと解される。

消費者契約法9条1号の適用にあたっては、損害賠償額の予定または違約金特約の該当性、平均的な損害の立証責任、平均的な損害の額の算定が主要な争点になることが多い。本件では、平均的な損害の額の算定が主要な争点になったものである。

本判決は、パーティの予約に消費者契約法が適用されるとしたこと、同法

９条１号の平均的な損害は、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者に生じる損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であるとしたこと、平均的な損害は、当該消費者契約の解除の事由、時期の他、当該契約の特殊性、逸失利益･準備費用･利益率等損害の内容、契約の代替可能性･変更ないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性等の事情に照らし、判断するのが相当であるとしたこと、本件では、予約の当事者双方に有利な事情に、本件予約と同種の消費者契約の解約に伴い事業者に生ずべき平均的な損害額を算定する証拠資料に乏しいこと等を総合考慮すると、本件予約の解約に伴う平均的な損害を算定するにあたっては、民事訴訟法248条の趣旨に従って算定するのが相当であるとしたこと、本件では、１人当たりの料金4500円の３割に予定人数の平均である35名を乗じた金額が損害であるとしたことに特徴がある。本判決が提示する平均的な損害の見解は相当なものであるところ、パーティの予約に消費者契約法が適用されるとし、民事訴訟法248条の趣旨に従って料金の３割が損害であると算定した事例を提供するものであり、平均的な損害に関する一応参考になる判断を示したということができる。なお、本判決の説示する民事訴訟法248条の趣旨に従って算定するとの法的な意味は必ずしも明らかではないものの、平均的な損害の算定にあたって同条の適用が否定されるわけではないことは参考になるところである。

パーティの予約は、多くの人にとって日常的に経験する取引であるうえ、予約の解約（解除、取消し、撤回、キャンセル等の用語も使用されている）を行うことも経験することがあり、本判決は、本件の予約の内容、事業者の予約の対応等の本件の事情によるところがあるものの、参考になる事例を提供するものである。

〔著者紹介〕

升田　純（ますだ　じゅん）

〔略歴〕昭和25年４月15日生まれ
昭和48年　　国家公務員試験上級甲種・司法試験合格
昭和49年３月　京都大学法学部卒業
昭和52年４月　裁判官任官、東京地方裁判所判事補
昭和57年８月　最高裁判所事務総局総務局局付判事補
昭和62年４月　福岡地方裁判所判事
昭和63年７月　福岡高等裁判所職務代行判事
平成２年４月　東京地方裁判所判事
平成４年４月　法務省民事局参事官
平成８年４月　東京高等裁判所判事
平成９年４月　裁判官退官、聖心女子大学教授
平成９年５月　弁護士登録
平成16年４月　中央大学法科大学院教授

〔著書〕『詳解　製造物責任法』（商事法務研究会、平成９年）
『高齢者を悩ませる法律問題』（判例時報社、平成10年）
『現代社会におけるプライバシーの判例と法理』（青林書院、平成21年）
『モンスタークレーマー対策の実務と法〔第２版〕』（共著、民事法研究会、平成21年）
『警告表示・誤使用の判例と法理』（民事法研究会、平成23年）
『一般法人・公益法人の役員ハンドブック』（民事法研究会、平成23年）
『原発事故の訴訟実務』（学陽書房、平成23年）
『風評損害・経済的損害の法理と実務〔第２版〕』（民事法研究会、平成24年）
『不動産取引における契約交渉と責任』（大成出版社、平成24年）
『民事判例の読み方・学び方・考え方』（有斐閣、平成25年）
『現代取引社会における継続的契約の法理と判例』（日本加除出版、平成25年）
『インターネット・クレーマー対策の法理と実務』（民事法研究会、平成25年）
『変貌する銀行の法的責任』（民事法研究会、平成25年）
『名誉毀損の百態と法的責任』（民事法研究会、平成26年）
『最新 PL 関係判例と実務〔第３版〕』（民事法研究会、平成26年）
『自然災害・土壌汚染等と不動産取引』（大成出版社、平成26年）
『要約マンション判例170〔新版〕』（学陽書房、平成27年）
『実戦民事訴訟の実務〔第５版〕』（民事法研究会、平成27年）
『なぜ弁護士は訴えられるのか』（民事法研究会、平成28年）
『民法改正と請負契約』（大成出版社、平成29年）
『民法改正と賃貸借契約』（大成出版社、平成30年）
『判例にみる慰謝料算定の実務』（民事法研究会、平成30年）
『判例にみる損害賠償額算定の実務〔第３版〕』（民事法研究会、平成31年）
など

判例消費者契約法の解説

2019年６月15日　第１刷発行

定価　本体4,000円＋税

著　　者　升田　純

発　　行　株式会社　民事法研究会

印　　刷　文唱堂印刷株式会社

発行所　株式会社　**民事法研究会**

〒150-0013　東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257　FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277　FAX 03(5798)7278

http://www.minjiho.com/　info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。　ISBN978-4-86556-282-8 C2032 ￥4000E

表紙デザイン：袴田峯男